

愛犬「太郎」のための負担付遺贈・遺言

公正証書遺言の詳細な原案例

2026年9月改訂版

ホームページ掲載用・参考ひな型

重要：本書は一般的な参考資料です。個別の信託・遺言は、家族関係、財産、ペットの状態、税務、受託者・飼育者の属性等に応じて内容が大きく異なります。そのまま署名・使用せず、必ず個別案件に即した法的・税務的検討を行ってください。

個別具体的な現状、様態、希望する未来の効果等、相談が必要な条文は除いてあります。ご了承ください。）

成田新一法務特定行政書士事務所

特定行政書士 成田新一

この遺言例の前提

想定ケース

遺言者「甲野花子」が、愛犬「太郎」（柴犬・雄・7 歳）を友人「佐藤一郎」に引き取ってもらい、その飼育のため金 600 万円を負担付で遺贈する例です。第 1 受遺者が受けられない場合の予備受遺者、遺言執行者、飼育基準、医療、高齢期、葬送、残金の扱いまで具体化しています。氏名・金額等はすべて架空の例です。

重要な法的限界

負担付遺贈の受遺者は遺贈を放棄できます。また、負担義務の責任は遺贈の目的価額を超えない範囲に限定されます。さらに、負担不履行時に家庭裁判所へ遺言の取消しを請求できるのは民法 1027 条上「相続人」とされているため、実務では遺言だけに頼らず、生前の飼育契約や民事信託等を組み合わせることも重要です。（2026 年 9 月現在の法令より）

公正証書遺言の「原案」として利用

本書は、そのまま自筆証書遺言として転記するための書式ではなく、公証人との打合せに用いる公正証書遺言の原案を想定しています。公正証書遺言は、遺言者本人が公証人と証人 2 名の前で内容を確認して作成します。

モデル事実関係

遺言者	甲野 花子（架空）
愛犬	太郎・柴犬・雄・7 歳
第 1 受遺者・第 1 飼育者	佐藤 一郎（友人・架空）
予備受遺者・予備飼育者	鈴木 美香（友人・架空）
遺言執行者	山田 法子（架空）
負担付遺贈額	金 6,000,000 円（例示額）

公正証書遺言 原案（負担付遺贈・詳細例）

遺言者 甲野花子は、自己の最終意思として、次のとおり遺言する。

第1条（愛犬「太郎」の特定）

- 1 遺言者が現在飼育する次の犬（以下「太郎」という。）を、本遺言における対象ペットとする。
- 2 名称：太郎 種類：犬 品種：柴犬 性別：雄 生年月日：令和〇年〇月〇日 毛色：赤 マイクロチップ識別番号：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
- 3 太郎の詳細な生活情報、既往症、投薬、かかりつけ動物病院、食事、散歩その他の情報は、遺言者が別に作成する「太郎生活情報・飼育指示書」に記載する。

第2条（太郎及び飼育資金の負担付遺贈）

- 1 遺言者は、佐藤一郎（昭和〇年〇月〇日生、住所〇〇〇〇。以下「第1受遺者」という。）に対し、遺言者所有の太郎及び金 6,000,000 円を遺贈する。
- 2 前項の遺贈は、次条以下に定める太郎の終生飼育その他の負担を付した負担付遺贈とする。

第3条（第1受遺者の基本的飼育義務）

- 1 第1受遺者は、（省略）

第4条（生活環境）

- 1 第1受遺者は、太郎を原則として室内又は太郎の健康・安全に適する住環境で飼育し、過度な暑さ・寒さ、長時間の係留、不衛生な環境その他太郎の福祉を害する状態を避ける。
- 2 住居の変更、同居家族の増減、先住動物の存在その他太郎の飼育に重大な影響がある事情が生じた場合には、可能な限り太郎のストレスが少ない方法を選択する。

第5条（食事及び日常生活）

- 1 太郎には、年齢、体重、健康状態に適したフード及び常時飲用可能な清潔な水を与える。
- 2 食事の種類、回数、アレルギー、好み等は「太郎生活情報・飼育指示書」を参考にする。ただし、獣医師の指導がある場合はこれを優先する。
- 3 太郎の健康状態に応じ、原則として毎日適切な散歩又は運動の機会を確保する。

第6条（健康管理・予防医療）

- 1 （省略）

2

- 3 遺言者の指定するかかりつけ動物病院は〇〇動物病院とするが、緊急時その他合理的な必要がある場合は他院を利用して差し支えない。

第7条（疾病・高額治療）

- 1 太郎が疾病又は負傷により治療を要する場合、第1受遺者は太郎の苦痛軽減及び生活の

質を重視し、獣医師と相談して合理的な治療を受けさせる。

2 1 回又は一連の治療費が 300,000 円を超えることが見込まれる場合、第 1 受遺者は、緊急時を除き、遺言執行者又は第 15 条の確認者へ治療方針及び見積りの概要を報告するよう努める。

3 緊急手術その他生命に関わる場合は、事前連絡ができなくても必要な治療を優先する。

第 8 条（高齢期・介護）

1 太郎が高齢、疾病又は障害により介護を要する状態となった場合、第 1 受遺者は、歩行補助、排泄介助、床ずれ予防、食事補助、通院その他合理的な介護を行う。

2 自宅での介護が著しく困難となった場合、獣医師、ペット介護施設その他専門家の支援を利用でき、その費用は第 2 条の遺贈金から支出できる。

第 9 条（終末期医療及び安楽死）

1 （省略）

2

3 可能であれば、複数の獣医師の意見又はかかりつけ獣医師の十分な説明を受けることが望ましい。

第 10 条（遺贈金の使途）

1 第 1 受遺者は、第 2 条の金 6,000,000 円を、太郎のフード、衛生用品、散歩用品、トリミング、健康診断、予防接種、治療、投薬、ペット保険、介護、移動、ペットホテル、シッター、葬送その他太郎のための費用及び本遺言に基づく飼育負担の履行に伴う合理的な費用に充てる。

2 第 1 受遺者は、可能な限り当該遺贈金を自己の通常的生活費と区別して管理し、太郎の飼育に必要な資金であることが分かるよう記録する。

3 第 1 受遺者の飼育労務に対する謝礼として、当該遺贈金のうち月額 20,000 円を限度として受領できるものとする。

第 11 条（記録及び状況報告）

1 第 1 受遺者は、太郎の重大な疾病、手術、長期入院、著しい健康状態の悪化、飼育場所の変更その他重要事項が生じた場合、可能な範囲で第 15 条の確認者又は遺言執行者へ報告する。

2 日常の小額支出について逐一報告する義務は負わないが、高額な医療費その他重要支出については領収書等を保存することが望ましい。

第 12 条（第 1 受遺者が受けられない場合の予備遺贈）

1 （省略）

2 第1受遺者が太郎の飼育開始後に飼育継続不能となった場合、第1受遺者は予備受遺者と協議し、太郎及び未使用の飼育資金を可能な限り予備受遺者へ引き継ぐ。

3 本項の飼育開始後の引継ぎをより確実にするため、生前に第1受遺者及び予備受遺者との飼育契約を別途締結しておくことが望ましい。

第13条（予備受遺者も受けられない場合）

1 （省略）

第14条（マイクロチップ・登録等）

1 太郎に装着されたマイクロチップの登録証明書、犬の自治体登録、予防接種記録、ペット保険証券その他必要資料は、太郎の引渡しとともに第1受遺者又は予備受遺者へ引き渡す。

2 新たな飼い主となる者は、法令に従いマイクロチップ情報の変更登録、犬の登録その他必要な手続を行う。

第15条（飼育状況の確認者）

1 遺言者は、太郎の飼育状況について相談・確認を行う者として、〇〇〇〇を「確認者」として希望する。

2 確認者の役割は法定の遺言執行者の権限とは別であり、当該者に継続的義務を負わせるためには、遺言者生前に本人の承諾を得て別途契約又は承諾書を作成することが望ましい。

第16条（負担不履行時の対応）

1 （省略）

第17条（太郎死亡時の葬送）

1 太郎が死亡した場合、第1受遺者又は予備受遺者は、遺言者の希望として、個別火葬を行い、遺骨を〇〇ペット霊園に納骨することを基本とする。

2 事情により上記方法が困難又は著しく不相当となった場合は、太郎を丁重に葬送する他の方法を選択できる。

3 葬送費用は第2条の遺贈金から支出できる。

第18条（太郎死亡後の未使用飼育資金）

1 太郎死亡時に第2条の遺贈金の全部又は一部が未使用で残っている場合、その未使用部分のうち金500,000円を限度として第1受遺者又は予備受遺者に対する謝意として帰属させ、これを超える部分は、遺言者が別途指定する動物保護団体への寄付に充てることを希

望する。

2 前項の実現には、受遺者が遺贈金の所有権を取得することとの関係で、生前契約又は信託を併用して別途法的拘束力を確保する設計が望ましい。

第19条（遺言執行者の指定）

- 1 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、山田法子（住所〇〇〇〇）を指定する。
- 2 遺言執行者は、民法その他法令に従い、本遺言の内容を実現するため、太郎及び遺贈財産の引渡し、受遺者への通知、必要資料の交付、相続人との連絡その他必要な行為を行う。
- 3 遺言執行者が就任できない場合、遺言者は〇〇〇〇を予備の遺言執行者として指定する。

第20条（遺言執行費用及び報酬）

- 1 遺言執行に必要な実費及び相当な報酬は、遺言者の相続財産から支出する。
- 2 具体的な報酬額は、遺言執行者との事前合意又は家庭裁判所その他法令に従い決定する。

第21条（その他の財産）

- 1 （省略）

第22条（付言事項）

- 1 私は、太郎を単なる財産としてではなく、長年一緒に生活してきた大切な家族として考えています。私に万一のことがあった後も、太郎が安心できる環境で、十分な食事と医療を受け、穏やかに一生を終えられることを心から願っています。
- 2 第1受遺者及び予備受遺者には大きな負担をお願いすることになります。私の希望をできる限り尊重しつつも、太郎の年齢、健康、実際の生活状況に応じ、無理のない範囲で太郎にとって最も良い方法を選んでください。

遺言者表示（公証人打合せ用）

遺言者 住所：

氏名：甲野 花子

生年月日：昭和 年 月 日

作成希望日：令和 年 月 日

この遺言例を使う際の実務解説

1 負担付遺贈は「相手が必ず受ける」制度ではありません

民法上、受遺者は遺言者死亡後に遺贈を放棄できます。そのため、遺言だけで「必ずこの人が太郎を飼う」と確定させることはできません。実務上は、生前に飼育予定者と十分に協議し、飼育承諾書又は別途の契約を作成しておくことが重要です。

2 負担の履行責任には価額上の限界があります

民法 1002 条は、負担付遺贈を受けた者の負担履行責任を「遺贈の目的の価額を超えない限度」としています。飼育期間が長くなり、医療・介護費が予想以上に増える可能性を考え、遺贈額は余裕を持って設計する必要があります。

3 負担不履行時の法的手段にも限界があります

民法 1027 条では、受遺者が負担を履行しない場合、（省略）

4 遺言執行者を置く意味

遺言執行者は、遺言内容を実現するために相続財産の管理その他必要な行為を行い、遺言執行者がいる場合の遺贈の履行は遺言執行者が行います。太郎の引渡し、飼育資金の遺贈、登録証明書等の交付を円滑にするため、遺言執行者の指定は重要です。ただし、遺言執行者の法定権限が太郎の生涯にわたる継続監督まで当然に及ぶわけではない点に注意が必要です。

5 公正証書遺言をおすすめしやすい理由

公証人が遺言者本人の意思を確認して作成するため、方式不備のリスクを抑えやすい。

証人 2 名の立会いの下で作成され、公正証書原本が保管されます。

ペットに関する複雑な負担条項、予備受遺者、遺言執行者等を公証人と確認しながら整理できます。

ただし、公証人が飼育者の将来の履行を保証する制度ではないため、生前の承諾・契約は別途重要です。

6 遺留分への配慮

配偶者、子、直系尊属等の遺留分権利者がいる場合、ペット飼育のための遺贈が遺留分侵害額請求の対象となる可能性があります。実際の遺言では、相続人構成と全財産額を確認し、太郎の飼育資金が途中で不足しないよう設計する必要があります。

7 「残った飼育資金を寄付する」条項の注意

（省略）

別紙 「太郎」生活情報・飼育指示書（例）

項目	記載例
基本情報	柴犬・雄・7 歳・体重 11.2kg
食事	朝 7 時・夕 18 時。〇〇社シニア用フード各 90g。
散歩	朝夕各 30 分程度。真夏の日中は避ける。
性格	人が好き。大きな雷音を怖がる。
かかりつけ	〇〇動物病院。電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇。
以下（省略）	

公正証書遺言の打合せ時に準備する資料（一般例）

- ①遺言者の本人確認資料（印鑑登録証明書又は顔写真付き公的身分証明書等）
- ②遺言者と相続人との続柄が分かる戸籍資料
- ③相続人以外へ遺贈する場合の受遺者の住所資料
- ④以下（省略）
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧

参考法令・資料（2026 年 9 月確認）

No.	資料	本ひな型での確認事項
1	民法 第 985 条・第 986 条	遺言の効力発生時期、遺贈の放棄。
2 以下（省略）		
3		
4		
5		
6		
7		

利用上の最終注意

本遺言例は、愛犬「太郎」という架空事例を用いた一般的な参考資料です。実際の遺言は、相続人、遺留分、財産総額、受遺者の承諾、受遺者の年齢・住宅事情、ペットの年齢・健康状態、税務、遺言執行者、信託・飼育契約との併用等を踏まえて個別に作成してください。本書をそのまま署名して有効な遺言になることを保証するものではありません。公正証書遺言として作成する場合は、公証人との打合せにより最終文言が調整されます。ご自分で作成し実際に使用する場合は、ご自分の責任に基づいて使用してください。こちらはサンプルです。